

群馬大学北軽井沢研修所使用規程

(平成16. 4. 1)
制 定

(趣 旨)

第1条 群馬大学北軽井沢研修所(以下「研修所」という。)の使用についてはこの規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 研修所は、本学学生の教育及び教員等の研修に使用することを目的とする。

(使用の範囲)

第3条 研修所は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用できるものとする。

- (1) 本学学生が指導教員と生活を共にしてセミナーを行う場合
- (2) 本学教員が研修を行う場合
- (3) その他学務部長が特に必要と認めた場合

(使用の許可)

第4条 研修所を使用しようとする者は、別に定める申込書に必要事項を記入のうえ事前に学務部長に提出し、使用許可書の交付を受けなければならない。

(使用の変更又は中止の承認)

第5条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用日等を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに学務部長に申出て、その承認を受けなければならない。

(使用者の義務)

第6条 使用者は、この規程及び別に定める群馬大学北軽井沢研修所使用者心得を遵守し、管理人の指示に従い細心の注意をもって施設等を使用しなければならない。

(使用許可の取消)

第7条 学務部長は、使用者が次の各号の一に該当するときは使用許可を取消し、又は使用を中止させることがある。

- (1) 使用者がこの規程に違反したとき
- (2) 申込書の記載事項と事実が相違したとき
- (3) その他使用させることが不相当と認めたとき

(損害の弁償)

第8条 使用者は、故意又は重大な過失により研修所の施設・物品等を滅失・損傷又は汚損したときは、その損害について弁償しなければならない。

(開設期間)

第9条 研修所の開設期間は、原則として毎年5月1日から10月15日までとする。

(事 務)

第10条 研修所の使用に関する事務は学務部学生支援課において行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。